

南九州市告示第149号

認可を受けた地縁による団体の告示した事項の変更について

認可を受けた地縁による団体である下山田西自治会より，告示した事項に変更があったとして届出があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年8月13日

南九州市長 塗 木 弘 幸

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

（変更前）

氏名 高良 浩文

住所 鹿児島県南九州市川辺町下山田6031番地

（変更後）

氏名 茶圓 淳一

住所 鹿児島県南九州市川辺町下山田6177番地

2 変更の年月日

令和7年4月6日

3 変更の理由

役員改選（総会決議）